

業 務 仕 様 書

1. 適用範囲

本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構関西業務部（以下「機構」という。）が発注する「令和7年度不用文書廃棄業務（関西業務部）」に関して適用する。

2. 業務概要

不用文書の搬出、輸送及び溶解処分

予定数量・・・段ボール箱（3辺の合計が140cm以下）52箱（約900kg）

3. 履行期間

契約締結日の翌日から30日間（土日休日は除く）

作業日は上記期間のうち1日で行うものとし、当該作業の実施日は契約締結後に機構職員と受注者の間で協議し、決定する。

なお、収集した不用書類等は即日処理すること

4. 業務場所

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 （関西業務部）

大阪市中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル4F

5. 作業方法

作業に当たっては下記に従うものとする。

① 機構の指示する作業内容に従い、機構と連絡を取りながら作業を実施すること。

② 作業に当たっては、秘密保持のため、段ボール箱を開けないこと。

また、常に秘密保持に十分配慮し、段ボール箱が破れ、文書が散逸することのないよう確実に溶解等処分することを確認すること。

③ 不用書類等の搬出については、建物管理事務所が指定する荷物運搬用エレベータを使用し、業務場所及び建物への破損が無いよう慎重に行うこと。なお、必要に応じて1階部分のみ養生を本業務契約者にて実施すること。

④ 車両への積下し、運搬については、廃棄物の紛失がないよう慎重に行うこと。

⑤ 本作業の完了確認として、溶解証明書を発行すること。

6. 見積項目及び数量

見積りは、下記①～④の合計金額による総価で行う。

見積りに際しては、下記①～④記載の項目と数量により計上し、下記①～④の単価及び金額並びに①～④の合計金額を記載すること。下記項目にない項目（諸経費等、消

費税は除く。)がある場合は、その費用を下記項目②～④の単価に含めること。(消費税は別途計上すること。)

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 不用書類等溶解処分費 | 52 箱 (約 900 kg) |
| ② 運搬車両費 | 1 台 |
| ③ 作業費 | 1 式 |
| ④ 養生費 | 1 式 |

※①の数量については目安。 ②の台数については見積書内に本業務に要する車両の台数を明示。

7. 秘密保持事項

① 守秘義務

発注者及び受注者は、本件業務の遂行上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律 平成 15 年法律第 57 号第 2 条第 1 項に定義されている情報をいう。）を他に開示し、または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- a. この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- b. 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- c. 本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- d. 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- e. 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

② 履行期間終了後の取扱い

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

8. 支払いについて

代金の支払は後払いとする。受注者は業務完了後、完了届を提出すること。

支払金額は、実施に溶解処分した数量（kg）に見積書により提示された①・②の単価を乗じた金額と、見積書により提示された③・④の費用との合計金額及びその消費税相当額を支払うものとする。機構は受注者から請求を受けた際は、請求書受領日から起算して 30 日以内に受注者の指定する口座に振込にて請負代金を支払うこととする。

9. その他

- ① 本業務の実施にあたっては、廃棄物処理法等の関係法令その他地方公共団体の条例等を遵守すること。また、安全には十分に留意すること。
- ② 本仕様書に記載なき事項、また疑義が生じた場合は、機構職員と協議のうえ、機構

の指示に従うものとする。

- ③ 本業務の一括再委託を禁止する。

以 上